

安全データシート

会社名：株式会社 高純度化学研究所

住 所：〒350-0284 埼玉県坂戸市千代田 5-1-28

電 話：049(284)1511 F A X：049(284)1351

作成部門：品質保証部

整理番号：BIH09XAG

作 成：1996年 6月20日

R3：2013年10月31日

1 化学物質等及び会社情報

1.1 製品情報

製品名：Bi(NO₃)₃·xH₂O 硝酸ビスマス Bismuth(III) nitrate, hydrous

カタログ#	BIH09XB	BIH10XB	BIH13XB
純度, 形状, 備考	99.9%(3N), 固体, -	99.99%(4N), 固体, -	99.999%(5N), 粉末,

1.2 会社情報 上部に記載

2 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	環境に対する有害性	物理化学的危険性
標的臓器毒性(単回暴露); 区分 1 標的臓器毒性(反復暴露); 区分 1	データなし	水反応可燃性物質; 区分外

GHS ラベル C



絵表示

注意喚起語 危険

危険有害性情報	注意書き
臓器の障害(神経系,腎臓,骨関節) 長期又は反復暴露による臓器の障害 (神経系,腎臓,骨関節)	粉塵、ミストの吸入を避ける。取扱い中の飲食喫煙を避け取扱い後は手洗いを励行。 暴露したとき、または気分が悪いときは医師に連絡すること。 施錠して保管する。 内容物/容器を法規に従って廃棄すること。

国・地域情報：・ 労働安全衛生法 危険物 酸化性の物(その他の硝酸塩類)

・ 消防法 危険物 第1類 酸化性固体 硝酸塩類

その他の危険有害性：・ 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

・ その他、該当項目に参考情報を記載した。

3 組成, 成分情報

単一製品, 混合物の区分：単一製品

化学名：硝酸ビスマス(III)五水和物

Bismuth(III) nitrate pentahydrate

化学式：Bi(NO₃)₃·5H₂O

組 成：100 %

P R T R 法 非該当

官報公示整理番号：・ 化審法 既存化学物質 1-97

C A S #：10035-06-0(無水物：10361-44-1)

R T E C S #：EB2984430

T S C A：登録(無水物)

E I N E C S：2337918(無水物)

4 応急措置

目に入った場合：・ 流水で眼を最低15分間洗浄し、眼科医の手当を受ける。

・ 洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球・瞼の隅々まで水が行き渡るようにする。

10 安定性及び反応性

安定性： 容器を密封して室温保管で安定。

反応性(共存を避けるべきもの)： ・ 強還元剤、強酸、可燃物

11 有害性情報

急性毒性： ・ GHS 判定 データなし。

参考 ・ Bi(NO₃)₃·5H₂O 経口 ラット LD50 = 4042 mg/kg(RTECS)

皮膚腐食性/刺激性： ・ GHS 判定 データなし。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性： ・ GHS 判定 データなし。

呼吸器感作性/皮膚感作性： ・ GHS 判定 データなし。

生殖細胞変異原性： ・ GHS 判定 データなし。

・ 変異原性が認められた既存化学物質等(平成 24 年 12 月 11 日現在)に該当しない。

発がん性： ・ GHS 判定 データなし。

・ 日本産業衛生学会(2012), IARC(2013), NTP(2011)及びACGIH(2013)に記載なし。

生殖毒性： ・ GHS 判定 データなし。

特定標的臓器毒性

単回曝露： ・ GHS 判定 区分 1 ; 臓器の障害(神経系, 腎臓, 骨関節)。

・ 無機ビスマスが神経毒となる等の記載がある。(PATTY(5th, 2001))

反復曝露： ・ GHS 判定 区分 1 ; 長期又は反復曝露により臓器の障害(神経系, 腎臓, 骨関節)。

・ 無機ビスマスが神経毒となる等の記載がある。(PATTY(5th, 2001)など)

吸引性呼吸器有害性： ・ GHS 判定 データなし。

その他の情報： ・ 粉塵による機械的刺激は眼、皮膚、呼吸器に影響を与える。

12 環境影響情報

水性環境急性/慢性有害性： ・ GHS 判定 データなし。

オゾン層への有害性： ・ GHS 判定 データなし。

・ フロン, ハロンでない。

分解性： ・ 現在のところ知見なし。

蓄積性： ・ Bi 生物学的半減期 5 day, ・ 吸収率 経口 = 0.01, 経気道 = 0.26

魚毒性： ・ 現在のところ知見なし。

土壤中の移動性： ・ 現在のところ知見なし。

13 廃棄上の注意

廃棄方法： ・ 専門の業者に委託する。

特別管理産業廃棄物： ・ 該当しない。

14 輸送上の注意

国連分類：クラス 5.1(酸化性物質 P. G II)

国連番号：1477

輸出統計：2834.29-000

輸入統計：2834.29-300

陸上輸送：

・ 道路法： 危険物 水底トンネル等の通行制限物質 消防法危険物

・ 消防法： 危険物 第一類 酸化性固体 硝酸塩類 第三種酸化性固体 危険等級Ⅲ

・ 毒物及び劇物取締法： 普通物 (毒物や劇物に該当しない)

高圧ガス保安法： 該当せず。

- 海上輸送：・ 船舶安全法：危険物 酸化性物質類 酸化性物質 品名；無機硝酸塩類
副次危険性等級：Ⅰ 容器等級：Ⅱ
積載場所 旅客船以外及び旅客が規定数以下の旅客船 甲板上/下積載；旅客が規定数以上の旅客船 甲板上/下
- ・ 港則法：危険物 その他の危険物 酸化性物質
- 航空輸送：・ 航空法：爆発物等輸送許容物件 酸化性物質 品名；無機硝酸塩類 ラベル;K;等級;2
- 海洋汚染：
・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：・ 海洋汚染物質に該当しない。

1 5 適用法令

◆規制条項

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：◇化審法 既存化学物質
- ・ 労働基準法：◇非危険物 労働安全衛生法に重複する内容は省く。
- ・ 労働安全衛生法：◆危険物 酸化性の物(その他の硝酸塩類)
- ・ 毒物及び劇物取締法：◇普通物 (毒物、劇物でない)
- ・ 消防法：◆危険物 第一類 酸化性固体 硝酸塩類 第三種酸化性固体
- ・ 化学物質管理促進法(P R T R 法)：◇非該当
- ・ 道路法：◆危険物 通行制限物質
- ・ 船舶安全法：◆危険物 酸化性物質類 酸化性物質 品名；無機硝酸塩類
- ・ 港則法：◆危険物 その他の危険物 酸化性物質
- ・ 航空法：◆爆発物等輸送許容物件 酸化性物質 品名；無機硝酸塩類
- ・ 外国為替及び外国貿易管理法
 - * 輸入貿易管理令：◇自由化品目
 - * 輸出貿易管理令：◆補完的輸出規制 16 項該当
- ・ 環境基本法：環境基準 ◆大気(浮遊粒子状物質)◆水質(硝酸性窒素)◇土壤(-)
- ・ 大気汚染防止法：◆粉塵、煤煙：煤塵 (窒素酸化物)
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律：◇特定物質でない。
- ・ 悪臭防止法：◇悪臭物質に該当しない。
- ・ 下水道法：◆水質基準(硝酸性窒素含有量)
- ・ 水質汚濁防止法：◆排水基準(硝酸化合物) ◆地下浸透規制(硝酸化合物)
- ・ 土壤汚染対策法：◇該当なし。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：◇特別管理産業廃棄物に該当しない。
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：◇海洋汚染物質に該当しない。

1 6 その他

参考文献：

- 1) 日本化学会編, 化学便覧 基礎編 改訂 5 版 ;丸善
- 2) 化学大辞典;共立出版
- 3) 山根 登;微量元素;産業図書
- 4) P.G.Stecher et al.;The Merck Index 11th Ed.
- 5) R.E.Lenga; The Sigma-Aldrich Library of Chemical Safety Data
- 6) David R. Lide, CRC Handbook of Chemistry and Physics 76th Ed.,CRC Press
- 7) 15911 の化学商品;化学工業日報社

注意事項：・ 本情報は製品に対しての品質保証や安全保証をするものでなく、製品の危険、有害性等に関する情報を提供するものです。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策をお願いいたします。